

改定の基本方針 : 熊本地震を踏まえた新たな県の対応や、国の防災基本計画の修正を反映させるため、福井県地域防災計画を改定する。

福井県地域防災計画に反映する事項

◆熊本地震を踏まえた新たな県の対応

(1) 被災市町への人的応援体制の強化

- 市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部を支援

(2) 救援物資の避難所までの円滑な配送

- 広域物流拠点の指定（県産業会館・サドーム福井・つるがきらめきみなと館）
- 民間団体（トラック協会・倉庫協会）の協力による集積・配送

(3) 車中避難者等への対応強化

- 車中避難者の状況把握、健康支援
- 旅館等の借上げによる高齢者等に配慮した避難所の確保

(4) 災害医療体制の強化

- DMATロジスティックチームを活用し、病院支援や情報収集等を実施

◆国の防災基本計画の主な修正（H28.5.31）

(1) 関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化

- 河川近傍等を「早期立退き避難が必要な区域」として
防災マップに明示
- 災害時の必要に応じて近隣市町にも緊急避難場所を設置
- 緊急避難場所誘導標識に災害別記号を明示 等

◆その他制度改正に伴う修正

(1) 避難準備情報等の名称変更

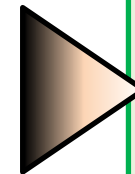
- 「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」
- 「避難指示」→「避難指示（緊急）」

福井県 地域防災計画

・本編

・震災対策編

・雪害対策編



反映

<本編・震災対策編・雪害対策編の主な改定内容>

◆熊本地震を踏まえた新たな県の対応の反映

(1) 被災市町への人的応援体制の強化

熊本地震における課題	県における具体的取組	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
被災市町への人的応援体制の不備	市町災害対応支援班の派遣	○災害対策本部長(知事)は、地震等の大規模な災害が発生し、市町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援する。	P 4 P16

(2) 救援物資の避難所までの円滑な配送

熊本地震における課題	県における具体的取組	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)							
救援物資の滞留・配送の遅れ	広域物流拠点の指定	<p>○県は、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため、広域物流拠点を予め指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺北</td> <td>福井県産業会館(1号館、2号館)</td> </tr> <tr> <td>サンドーム福井(イベントホール)</td> </tr> <tr> <td>嶺南</td> <td>つるがきらめきみなと館</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設	嶺北	福井県産業会館(1号館、2号館)	サンドーム福井(イベントホール)	嶺南	つるがきらめきみなと館	P 2 P15
	区分	施設								
嶺北	福井県産業会館(1号館、2号館)									
	サンドーム福井(イベントホール)									
嶺南	つるがきらめきみなと館									
	民間団体(トラック協会・倉庫協会)の協力による集積・配送	<p>○県は、国や他都道府県からの大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況等を踏まえて、開設する拠点を決定する。</p> <p>○県は、広域物流拠点における物資の受け入れ・仕分け・配送について、民間団体等の協力</p>	P10 P19							

		を得て行う。	
--	--	--------	--

(3) 車中避難者等への対応強化

熊本地震における課題	県における具体的取組	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
車中避難者等への対応が不十分	車中避難者に対する健康支援	○県および市町は、車中避難者に対して避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。	P 7 P17
	旅館等の借上げによる多様な避難所の確保	○県および市町は、必要に応じて、旅館・ホテル等を要配慮者向けの避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	P 7 P17

(4) 災害医療体制の強化

熊本地震における課題	県における具体的取組	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
災害医療の効率的な実施	DMAT ロジスティックチームの活用	○県は、DMATロジスティックチームを活用し、病院支援や情報収集等を行う。	P 9 P17

◆国の防災基本計画修正の反映（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化 H28. 5. 31 修正）

（１）関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化

国の防災基本計画の修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
警戒避難体制の充実	<p>① 市町は、ハザードマップ等の作成の際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。※P6参照</p> <p>② 市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町長の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に開設する。</p> <p>③ 市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。県および市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。※P7参照</p>	<p>P 1</p> <p>P 2 P13</p> <p>P 3 P13</p>
避難所の効率的な運営	<p>④ 市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>⑤ 市町は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。</p>	<p>P 3 P13</p> <p>P 7 P17</p>
継続的な医療提供体制の確保	<p>⑥ 県は、医療チームの派遣や患者搬送の調整を行う災害医療コーディネーターを活用し、DMAT 活動終了以降についても医療提供体制の確保・継続を図る。</p>	<p>P 9 P17</p>

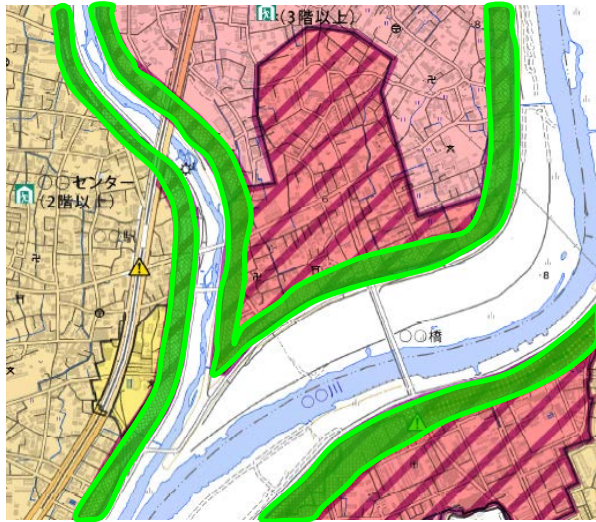
◆その他制度改正に伴う修正

(1) 避難準備情報等の名称変更

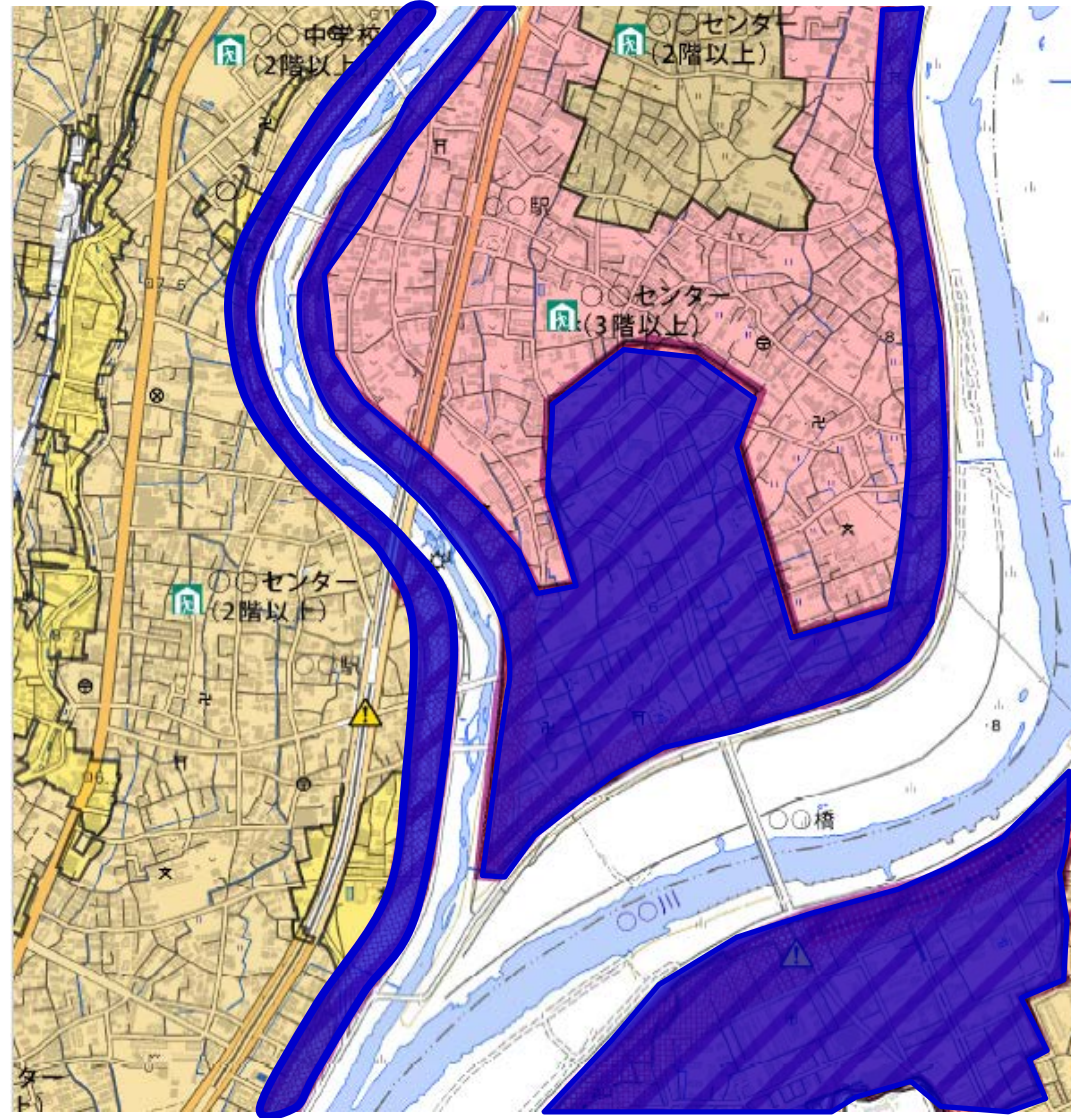
修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
避難準備情報等の 名称変更	○「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更 ○「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更	P 6

「早期の立退き避難が必要な区域」のイメージ

家屋倒壊等氾濫想定区域(緑の部分)

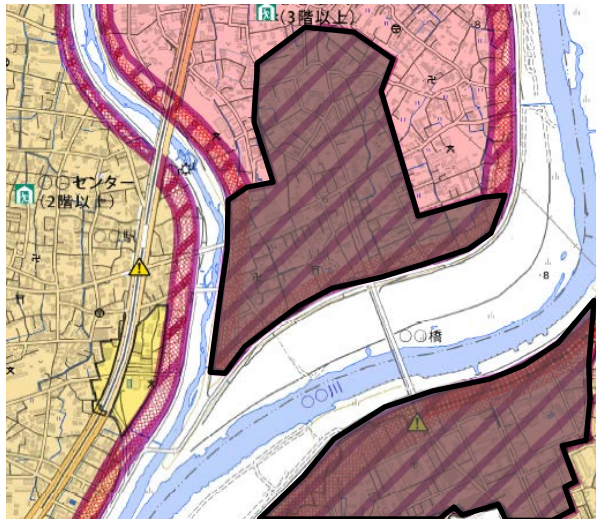


早期の立退き避難が必要な区域(青の部分)



重ね合わせ

浸水深が深い地域(黒の部分)



災害種別一般図記号を使用した避難場所標識の例

○災害種別図記号

災対法の災害種類	JIS制定された災害種別図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号も活用 一般図記号も作成)
高潮	
洪水	洪水
内水氾濫	内水氾濫
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り
	土石流
大規模な火事	大規模な火事
地震	起きる災害(津波、大規模な火事等)でカバー
火山	シェルターなどに避難するため、それらの周知を実施

○災害種別図記号を利用した標識(坂井中学校)



○避難場所等図記号



避難場所



避難所